

第百八十七回国会

参議院農林水産委員会會議録第四号

平成二十六年十一月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月六日

辞任

野田 国義君
柳澤 光美君
紙 智子君

補欠選任

難波 獎二君
小林 正夫君
井上 哲士君

十一月七日

辞任

小林 正夫君
難波 獎二君
新妻 秀規君
井上 哲士君

補欠選任

柳澤 光美君
徳永 エリ君
山口那津男君
紙 智子君

十一月十日

辞任

中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巖君
山田 修路君

補欠選任

橋本 聖子君
石田 昌宏君
宮沢 洋一君
山谷えり子君

十一月十一日

辞任

石田 昌宏君
橋本 聖子君
宮沢 洋一君
山谷えり子君

補欠選任

馬場 成志君
中泉 松司君
堀井 巖君
山田 修路君

十一月十八日

辞任

柳田 稔君
山田 太郎君

補欠選任

江田 五月君
渡辺美知太郎君

出席者は左のとおり。
委員長 山田 俊男君
理事

委員

野村 哲郎君
山田 修路君
徳永 エリ君
紙 智子君

金子原二郎君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巖君
舞立 昇治君
江田 五月君
小川 勝也君
郡司 彰君
柳澤 光美君
柳田 稔君
平木 大作君
山口那津男君
山田 太郎君
渡辺美知太郎君
儀間 光男君

江藤 拓君
西川 公也君
赤澤 亮正君
小泉 昭男君
佐藤 英道君

稲熊 利和君

衆議院議員

農林水産委員長
農林水産大臣
農林水産副大臣

大臣

内閣府副大臣
農林水産副大臣
農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員
政府参考人

法務大臣官房審議官 金子 修君

法務大臣官房審議官 上富 敏伸君

外務大臣官房参事官 滝崎 成樹君

厚生労働大臣官房審議官 福本 浩樹君

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 三宅 智君

農林水産省生産局長 松島 浩道君

農林水産省経営局長 奥原 正明君

農林水産省農村振興局長 三浦 進君

水産庁長官 本川 一善君

海上保安庁警備救難部長 中島 敏君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○農林水産に関する調査

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○古賀友一郎君 おはようございます。自由民主党の古賀友一郎でございます。

今回は、まず米価の問題についてお伺いしたいと思ひます。

平成二十六年産米の米価が大きく下落をしております。各県のJA系統が農家に支払う概算金は六十キロ当たり前年比二、三千円も引き下げられているという状況です。これは、今年は作柄が良くて在庫もあるから需給が緩むんじゃないかという報道の影響などがあるようでして、確かに全国の作況指数自体は昨年を上回る一〇一ということでありまして、実際の主食用米の供給量は登熟の悪さから昨年よりも減少をして、需給はむしろタイトになるということが予想をされているわけでありまして。

そうした客観的な状況からいいますと、私に言わせれば、これはある種の風評被害ではないかというふうに見ているわけでございますけれども、現実には米価は大きく下落をしておりまして、九月の相対取引価格も六十キロ当たり一万二千四百八十一円と、これもう近年にない低い水準で、稲作農家の経営に深刻な影響を及ぼすような状況であって、これはやはり何らかの対策が必要だということ認識を持っております。

折しも、昨日、甘利経済財政担当大臣が、GDPが二四半期連続のマイナスになったということを受けまして、経済対策が必要となる可能性が高いという趣旨の御発言がありました。米価下落についてもこの中でしっかりと対応すべきではないかというふうに思ひますけれども、西川大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(西川公也君) 米価の下落、私どもも厳しく受け止めております。そういう中で、何ができるかということを十分検討してまいりました。そういう中で、与党の方で御議論をいただき、私の方に幾つかの提案がございました。

それを受けまして、具体的に申し上げますと、来年度以降も前向きな気持ちで生産者が励みんでくれるようにと、こういうことに配慮しながら過日発表させていただきましたが、その中の一つが資金の融通どうするんだと、こういうことがありまして、支払まで時間掛かると、こういうこともありましたので、実質無利子の資金融通など当面の資金繰り対策を一つ立てました。

それから、今特に増えて大変心配した青死米、北海道でありますけれども、どうしてもナラシの計算上は量掛ける単価ということになりますと非常にナラシ対策の対応が難しい状況になると。そういう中で、大量に発生した北海道、特に北海道の青死米等については我々としてもできる限りの運用改善をやろうと、こういうことでこの間打ち出したわけでありまして。

さらに、周年の安定供給をやりたいと、こういうことで、余りにも売り急ぎが、日本国中どこも早く売ろうと、こういうことでやっておられる状況にありましたので、この売り急ぎの防止対策を考えまして、今細部を検討中でございます。

あとは、中長期的には飼料用米、現在十八万トンということを来年は六十万トンと、こういうことで考えておりますので、これらをしっかりと取り組んでいきたいと、こう考えています。

それから、今御指摘がありましたように、来るべき経済対策があるのかどうか、こういうことであります。それから指示が出てくるんだらうと思っております。その中で先ほど申し上げた対策もしっかり予算上裏付けをしたいと思ひますし、さらにまた何ができるか、これは予算が伴うものにつきまして、与党の議論を踏まえつつ、私どももしっかり受け止めながら、何ができるかしっかりと検討をしてまいりたいと、こう考えております。

○古賀友一郎君 ありがとうございます。

冒頭、大臣がおっしゃった、生産者が励みになるような、まさに今、その生産者の希望というのが一番重要なターニングポイントに来てい

思うんです。今年は農政改革元年というべき重要な年でありまして、今の大臣のお言葉を信頼したいと思ひます。是非しっかりと対策をお願いしたいと思ひます。

それでは次に、中国船によるサンゴ密漁問題について議論したいと思ひます。

我が国の貴重な宝石サンゴが中国の密漁船によって危機に瀕しております。小笠原諸島周辺海域における中国密漁船と思われる漁船の数は、海上保安庁が確認しているだけでも、九月から先月中頃までは数十隻だったのが、下旬になるとこれが百隻を超え、先月末から今月頭までは二百隻を超えるほどの数が確認をされております。

我が国の領海あるいは排他的経済水域を荒らし回って、年間〇・三ミリほどしか成長しないと言われているこの貴重な宝石サンゴを盗み取るような、こういう違法行為は断じて許し難い、このように思ひます。

しかも、きちんと許可を受けて漁をしている日本人漁業者の船に体当たりまでしてくると。そういうやからまでいるということでありまして、これはもう、もはや窃盗団というよりは強盗団と言つても過言ではないと。そういった状況でありますから、一日も早くこうした違法行為を一掃するということに向けて我が国は全力を傾注しなければならぬと、このように思っております。

そもそも、この中国船が大挙して押し寄せてきている背景としては、中国でのサンゴ漁の厳罰化によって供給量が減少して価格が跳ね上がったと。そのことで一獲千金を狙うやからにとつてはリスクを冒してでも日本に来る価値が出てきたというこのようでありまして。

元々、キロ当たり数十万円程度だった宝石サンゴの価格は、中国国内で規制が強化された平成二十二年頃から急速に上がり始めて、最近ではキロ当たり二百万円。中でも、希少なアカサンゴ生と言われているものについてはキロ当たり何と六百万円の値が付いていると言われております。そうした状況に対して、我が国の対応としてま

ず考えられることは、中国に負けないよう厳しく罰するというところでございますけれども、現状を見ますとこれは緩いと言わざるを得ません。我が国の領海で外国人が漁業等を行うと三年以下の懲役若しくは四百万円以下の罰金、これは外国人漁業の規制に関する法律ということですが、以下、外規法というふうに言いたいと思ひます。

また、我が国の排他的経済水域、EEZ内で無許可操業した場合には一千万円以下の罰金と、これはちよつと長い法律名で、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律ということで、以下、主権法というふうに言いたいと思ひますけれども、しかも、このEEZ内の違反につきましては、所定の担保金さえ払えば、容疑者は釈放されるわ、船もサンゴも返してあげるわというような本当に驚きの制度というふうに私は受け止めたんですけれども、そういう状況です。

その程度の罰則でありますから、沖縄宮古島沖で密漁して捕まった人間が、また小笠原で密漁して捕まっているというような状況でありまして、抑止力となっておりません。

そこで伺いたいんですけれども、外国の密漁船に対する罰則や担保金の水準を大幅に引き上げる必要があると思ひますが、いかがでしょうか。その場合、政府としての程度引き上げるかが適当と考えているかということも考えを伺えればと思ひます。

○政府参考人(本川一善君) 先ほど衆議院の農林水産委員会におきまして、御指摘の両法の改正案が委員会としての起草をされたということでございます。午後の本会議に緊急上程される予定であるというふうに向つております。

その中で、罰金については、先ほど御指摘の四百万円なり、あるいは主権法については一千万円という罰金でございますけれども、これを、日本の現行法制における個人の罰金額の最高額、三千万円にまで引き上げるといふような内容になっておると承知しております。

この三千万円につきましては、先ほど議員が御指摘になったように、普通のサンゴであれば寶石サンゴは平均一キログラム二百万円、それから高い生のアカサンゴについては一キログラム当たり六百万円、そういう水準と比べましても、サンゴの密漁による経済的利得と照らしめても抑止効果を發揮する水準ではないかと考えております。

それから、御指摘の担保金制度でございますが、これは罰金の引上げと併せて、私ども、違法操業については三千万円の担保金、さらに、船の中に違法に採捕されたサンゴを発見しました場合には、これにキログラム当たり先ほどの最高額である六百万円を掛けて徴求するといったような制度に改めることを予定しております。

排他的経済水域で違法操業が発見された場合、仮に船の中に十キロのサンゴがあった場合には、違法操業の三千万円と、それから十キロ掛ける六百万円、六千万円、合わせて都合九千万円の担保金を科するといったような方向で今制度改正を考えているところでございます。

立法につきましては院で御論議いただくことになっておりますが、私どもとして、中国サンゴ漁船の違法操業の抑止が図られるものと考えておりまして、早期に改正案が成立することを強く期待しておるところでございます。

○古賀友一郎君　ありがとうございます。

今長官が御説明になったというのは、一つの整理だと私も思います。ただ、問題は、その実効性がどれだけ上がるかということでございまして、その点を私、注視していきたいというふうに思っております。

そういった観点から、この罰則と併せて、先ほど申し上げた主権法の制度ですね。つまり、担保金さえ払えば、容疑者は釈放されるわ、船もサンゴも返してあげるわという、こういう制度についてはそのままでいいのかという問題意識を持っております。

これは、なぜそうなっているかといいますと、一般に言われているのが、国連海洋法条約におい

て、EEZ内における密漁については、容疑者を拘禁することも身体刑を科することも禁じられているということに加えて、拿捕された船と乗組員は合理的な保証金が支払われれば速やかに釈放されるということが定められているからということのようでありまして。

しかし、これは実は誤解がございまして、同条約では、サンゴのような定着性の種族に属する生物については明文で適用除外となっております。身体刑を科することもできませんし、また船もサンゴも没収できるというわけでありまして、保証金を支払えば釈放するというような制度を取らなくてもよいと、言わば条約はそういう配慮をしてくれているのに、わざわざ国内法で規制を緩くしているというように状況であります。

そこで、まず本川長官に、なぜわざわざ規制を緩くしているのか、その理由についてお伺いします。

○政府参考人(本川一善君)　条文をお示しせずにこの委員会で御説明するのは非常に恐縮でございますが、国連海洋法条約には、排他的経済水域を規律する部分と、それから大陸棚に関する規制を規定している部分がございます。先ほど御指摘の定着性の種族につきましては、大陸棚、まさに海底に定着しているものでございますから、そういう大陸棚に関する規定で規律がなされております。

一方で、定着性種族を除く水産動植物につきましては、排他的経済水域というところの部で、部というか章とされていただけばよろしいんですが、そこで規制がなされておまして、定着性の種族を除く水産動植物については、委員御指摘のように、まさに身体刑を科してはならない、あるいは保証金が支払われれば釈放しなければならぬという規定がございまして。他方、大陸棚の定着性種族についてはそういう規定はございませんので、まさに条約上は委員がおっしゃったような規定になっておるところでございます。

ただ、この条約を国内法にどのように適用する

かということを政府として検討した際に、排他的経済水域については先ほどおっしゃった主権法という法律を作りまして、この中に担保金制度でありますとか、さらには懲役刑は設けないといったような工夫をしたわけでございます。一方で、大陸棚についても一定の立法をするという動きを政府内で行ったわけでございますけれども、いろいろな問題点があり、大陸棚についてはまだそういう法律的な成案を見るに至っておりません。そういう中で、定着性の種族、これは水産動植物でございますので、それについては条約上は別の形になっておりますけれども、国内法では定着性種族を除く他の水産動植物と同じように主権法で規律をするという判断を政府として、法律は通っておりますから国会としてもおやりいたしたい、今定着性種族についても担保金制度、あるいは懲役刑を設けないといったような国内法が適用されるというような事態になっております。

したがって、国内法的にこの定着性種族について、今の主権法から除いて、あるいは主権法の中で別の規定を設けるということとは十分に可能であるというふうに法的には考えております。ただ、仮に定着性種族のみを別の制度で律するというようにした場合、混獲をしたような場合に、法の執行上、担保金制度を適用するかどうかといったようなことで、非常に悩ましいところがございます。

それから、担保金制度を適用せずに、広大な我が国の排他的経済水域、世界第六位の経済水域で外国船の取締りを実効性が確保できるのかと。やはり担保金制度で洋上で釈放しておるからすぐに次の取締りに回れるわけでありまして、仮に担保金制度を適用しないとすれば、遠い海域で拿捕したものを、必ず裁判所があるところまで船を引っ張ってこなければいけない。これには一隻では無理で、逃げないように二隻、三隻で周りを囲って誘導するというようなことが必要でございまして、その分取締り勢力をそぐことになる、こういった問題がございます。

それから、押収物を裁判を経ずに没収することが我が国の刑事法制上整合性が取れるとか、ちよつといろいろな問題がございまして、これらの指摘について、論点については、当時もそうだったわけでありまして、短期的に結論を得ることとは極めて難しい問題でございまして。

ただ、しかしながら、議員御指摘いただきましたので、私どもとしては重要な課題と受け止めて、今後検討を深めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○古賀友一郎君　ありがとうございます。

恐らく、制定当初はサンゴのことなんか念頭になかったと思うんですね。やつぱり魚中心で考えていたんじゃないかと思うんです。それから、今取締りの実効性の話も言われましたけれども、やつぱり私は一罰百戒効果というのは必要だと思

うんですね、これだけ物量的にたくさん来ると、その場合に、船とサンゴを返してあげてしまふ、容疑者も釈放してしまふということの持つマイナスの効果というのは私はあると思います。

どういう取締りが可能なかを含めて、やはり私は今後の課題として検討していただきたいと思うんですが、この辺について、西川大臣の考えをちょっとお伺いできればと思います。

○国務大臣(西川公也君)　今、担保金制度の廃止等の御指摘を受けました。

経緯については水産庁長官から申し上げたとおりで、かなり複雑だと、こういうことでございまして、広大な我が国の排他的経済水域における外国漁船の取締りの実効性、これをどう確保するかと、こういうことになると思いますが、今のこの問題は大変重要な課題でもありますので、水産庁の中、農林水産省挙げてこの御指摘に対して対応を検討していきたいと、こう考えております。

○古賀友一郎君　ありがとうございます。是非前向きな検討をお願いしたいと思っております。それに関連して、もう一つ私疑問に思っていることがございます。

密漁は、まさに網を海に入れて漁をしているそ

の現場を押さえないと逮捕できないというような話をよく聞くわけでありますが、しかし、外規法でもこの主権法でも水産動植物の採捕、捕まえる、捕るといふことだけじゃなくて、探索、これは採捕に資する生息状況の調査という意味ですけれども、探索、あるいは探索に該当しない探索にについてもこの処罰の対象になっておりますし、外規法では、直ちに採捕できる状態にする採捕準備行為も処罰の対象になっているということでございますから、であるならば、まだ我が国の領海やEEZ内をうろうろ徘徊している外国漁船については、必ずしもその漁の現場を押さえずとも逮捕、起訴することは可能ではないか、少なくとも法的には可能ではないかというふうに思うんですけれども、これは水産庁にお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(本川一善君) 御指摘のとおり、探索、探査行為についても規制をしておりまして、処罰の対象となっております。

一方で、ただ、これらの行為の取締りの実行上、船舶が探索なり探査を行っているか否かなどを判別することは、正直申し上げて、極めて難しく、運搬という行為も禁止されておりますけれども、その運搬については、運搬船と称する船が魚を積んでおるといふことになれば、これは運搬というふうな構成要件を確認できるわけでありまして、けれども、この探索、探査については、なかなか外形的にそれを特定することが非常に困難である。単に徘徊しているだけでは、これで起訴をする、立件していくことはなかなか難しいという問題があつて、私どもとして研究はしてまいりたいと思ひますが、極めて難しい問題があるということでございます。

○古賀友一郎君 本場にそうでしょうかね。一隻や二隻、ぼつぼつそこを通るぐらいだったら難しいかも知れないけど、あれだけ大挙して、まさに雲霞のごとくその辺をうろうろしている、密漁目的以外に何が考えられるんでしょうかね。裁判官の心証を形成するには、それで足りな

いとおつしやるのかどうか、私はちよつとそこが疑問なんです。

それと、どうも慎重過ぎる対応がその密漁者を増長させているんじゃないかという思いもするところであるわけですし、そういう、ちよつと取締り当局の余りにも慎重過ぎるような姿勢、こころは、さつき言った一罰百戒効果も含めてもう一度考え直すべきじゃないかなというふうに見ております。

そのように、ただでさえ及び腰という状況なわけでありまして、これに拍車を掛けそうなる事件も発生しました。

先月十五日、福岡地裁は、長崎県五島沖でサンゴを捕つて外規法違反の罪に問われた中国人船長に対して、日本の領海だと認識していなかったなどと無罪を言い渡し、それが控訴もされずに確定をしてしまいました。私は非常に唖然としました。

そこで、まず、これは水産庁に伺いたいんですが、事実として、これは領海内だったということでしょうか。その証拠をお持ちでしょうか。お願いします。

○政府参考人(本川一善君) お尋ねの長崎県五島市沖での事案につきましては、本年五月十四日に、水産庁の漁業取締り船が、長崎県五島市所在の女島灯台西約十九キロメートルの我が国領海内において、中国サンゴ船が操業していたのを確認をし、逃走した同船を追跡の上、外国人漁業の規制に関する法律違反で拿捕したものでございます。

位置は確実に領海内でございますし、逮捕當時、その船長も領海内であつたということは認めておりましたので、私どもとして、適切に捜査を行つて、まさに送検をしたということでございしますが、無罪判決となつたわけでございます。

今後、引き続き、そういう適切な捜査を行い、確実な確な証拠収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○古賀友一郎君 それでは、今度は法務省に伺い

ます。

なぜ控訴しなかったんでしょうか。

○政府参考人(上富敏伸君) 具体的な事件におきまます檢察の公判活動につきましては、お答えを差し控へさせていただきます。

におきましては、無罪判決等があつた場合、控訴の要否を検討する過程で当該事件における捜査、公判活動の問題点について検討するほか、捜査、公判について反省すべきところがあれば必要に応じて檢察庁内で勉強会を開催したり、各種の会合において事例として報告するなどし、檢察官の間で問題意識を共有して、反省すべき点については反省し、今後の捜査、公判の教訓としているものと承知しております。

○古賀友一郎君 司法というのは、信頼がいの一番なんです。今のようなお答えは少ししいというように対して国民は大きな疑念を持ちますよ。これは、故意が問題になつていまして、すよね、故意が。公海とEEZの境界付近だつたらまだいざ知らずなんです、これは領海かどうかというレベルですから、少なくともEEZに入つてい

○古賀友一郎君 これは、その一般論で片付けるような問題じゃないと思うんですね。はつきりやつぱり国民に説明しなければいけません。これはもう司法全体のベースの信頼に関わる話ですよ、こんなことが行われていけば。

う、少なくともやつてはいけない海域で漁をやつてい

これは、私は密漁者にとつて非常に大きな後押しになつてい

ているという違法性の認識はこの船長にあつたはずなんです。そこに反規範的な人格、態度は表れているわけですから、これは判例上もその故意は阻却されないというふう

現場で一生懸命取締りに当たつてい

に思ひます。性能の悪いGPSで入つてきて気付きませんでしたと言え

先週十二日、中国福建省福安市の檢察当局は密漁者四人を起訴したというふうな報道もされてお

りや、私

そこで、中国政府には、密漁を一掃して二度とこ

た。私

報告してもらつと。これだけやりましたというこ

とを報告してもらうこと、それから、我が国が奪われたサンゴ、これについてもきちんと中国国内で捜査してもらって、返還してもらおうということを外交上要求していくべきだというふうに思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(滝崎成樹君) 中国のサンゴ船の問題につきましては、外務省といたしまして、日中外交会談や、あるいは木寺駐中国大使発、王毅外交部長宛ての書簡の発出など、あらゆる機会を通じて中国側に対して度々申入れを行ってきております。

こうした申入れに対して、中国側は、一貫して断固密漁を取り締まっており、宣伝、教育及び厳格な法律の執行等の措置をとっているということ、あるいは日中両国の法執行部門が一層協力することを望んでいるというようなことを明らかにしてきております。

実際に中国側がどんな取締りを行っているかという点につきましては日本政府としても把握しているものがございます。例えば福建省、ここがサンゴ船の出港地域の一つというふうには見られていますけれども、この福建省においては省レベルの漁業の法執行機関が地方行政区に監督査察チームを派遣して、例えば漁港や海域における調査、監督の強化を要求したりというようなことをしているというふうに承知しております。

外務省といたしましては、今後ともその中国政府の措置が具体的な成果に結びつくよう、注視をしたりあるいは申入れをしていきたいと思っております。あるいは、今委員の方から御指摘のありましたような点も踏まえながら、何が一番違法操業の根絶に向けて効果があるのかということに関係省庁とも十分に相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

○古賀友一郎君 具体的にやっぱ報告してもらうということが重要だと思うんですね。それがやっぱ相手方に対する、何というんですか、プレッシャーにもなると思うんです。そういうこと

は是非お願いしたいと思う。当然の、私、要求だと思えますよ、これは。

中国としてもやはり大国のプライドというのがありまじやうし、また、見方によっては中国政府が裏で糸を引いているんじゃないかという、そういう見方もある中で、それはやっぱりそうじゃないんだということをしっかりと示す意味でも、中国、ちゃんとこれだけやっていきますよということ、をきちんと報告してもらうことは、私、重要ではないかなというふうに思っております。

ちよつと時間がなくなつてまいりましたけれども、これから安保法制の議論が本格化していくと思えますけれども、今回、政府の一連の対応あるいは答弁を聞いていますと、やっぱり法制だけじゃなくて、その解釈あるいは運用、全ての面で寒けがしたんです。私は、その底流に流れているのは、やはり自分の庭先だけをきれいにしようとする役所意識が蔓延しているんじゃないかと、このように見えています。

これは戦前のある海軍軍人の言葉ですけれども、日本海軍は全力で日本陸軍と戦い、余力で米軍と戦つていくという極めて自衛的な言葉を残しておりますけれども、そういう戦争という極限の中でもそんな状態だったわけですね。そういう図式は今もやはり変わっていないんじゃないかというふうに思いました。一体どこを向いて仕事をしているのか、政府当局の猛省を促しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○徳永エリ君 おはようございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

二十六年産米の対応について、十四日、農林水産省は農家の支援策をまとめました。西川大臣は十四日の閣議の後の記者会見で、先ほどもおっしゃつておりましたけれども、米生産者の不安を解消して、来年度以降も前向きな気持ちで営農に取り組んでもらえる体制を整えていくと、そうおっしゃいました。しかし、農家の皆さんの不安はそう簡単に解消できるものではないと思つてお

ります。価格は市場で、所得は政策で、やはり政府がしっかりと対応していただかなければ、やっぱり所得の減少が米農家の皆さんにとっては大変に深刻な問題であります。

この委員会でも何度も申し上げましたけれども、昨年末の水田政策の転換を受けて、現場のマインドは大変に冷え込んでおります。それから、TPPなど先の見えない不安の中で離農を考えている人々たちもおり、また、息子を継がせることをやめるという声も聞こえてきています。それから、新規就農にも少なからずとも影響が出てきているとも聞いています。改めて、この米価の下落を受けて、農林水産省としてはしっかりと現場を回つていただいて、個々の稲作農家でどんなことが起きているのかということを把握していただきまして、しっかりと支援をしていただきたいと思

います。

この米価の下落によつてまた離農が加速されるということについては大変です。今まで一生懸命頑張つてきた農家をしっかりと支えていく、この思いで取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 御指摘がありましたように、この概算金を下げたのが米価全体の下げにつながつたと、こういうことで、農家の生産意欲に大変なる影響を与えていると、これは私も真剣に受け止めております。そういう中で、今まではナラシの対策で何とか乗り切ろうと、こういうふうに来ましたが、先ほども申し上げましたように、出荷が余りにも集中して早め早めと行つたと。これは米穀機構等を使って少し出荷の速度を緩めてもらおうと、それが米価にどう反映するか見てみたいと、こう思っております。間もなく対応がしっかりと詰まると、こういうことで、なるべく早くやつていきたい。

それから、セーフティーネットではありますが、これはナラシの支払までは時間掛かりますので、それに代わる金融対策をやつていきたいと、こういうことを考えています。それから青死米につ

ても、先ほども申し上げましたけれども、量掛ける単価ということになりますと基準的な価格と非常に近づいてしまつと、こういうことでありますので、これも対応を考えてきたと、こういうことであります。

しかし、今後この経済対策が間もなく指示が下るだろうと私も予測しておりますが、その中であつたかどうかと、それで米農家が来年に希望がつながると、こういう対策を検討していきたいと、こう考えております。

○徳永エリ君 無利子融資というお話もありましたけれども、そもそも所得がどつと減つて借金を返せないという状況の中で、無利子であっても融資を受けるということは、借金の上に借金を重ねる、あるいは借金を借金で返すということになりますので、何の対策にもなつていないということ、を申し上げたいと思つたし、それから、米価の大幅下落だけではなくて、やはり米の直接払い交付金、この十アール一万五千円の半減というのが追い打ちを掛けております。

民主党では、今日改めて戸別所得補償法案を衆議院で提出をさせていただきます。今回の国会で廃案になつてもまた提出をさせていただきます。どうしてかという点、これはやはり農家の一番の望みだからです。やはり民主党の農業者戸別所得補償制度は良かったと、あの十アール一万五千円さえあれば、米価が下落しようが、TPPに参加しようが、取りあえずは再生産ができる、営農を続けられると、何とか復活させていたきたいと、そういう声が非常に大きいので、私たちは法案を提出させていただくということでござ

います。

稲作農家の方々の意欲、これを向上させるためには、やはり米の直接払い交付金の復活が一番やるべき政策であるというふうに思いますが、この点に関して、大臣、いかがでしょうか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 昨年の経営所得安定対策の見直しの中で、米の直接支払交付金につ

ましては、米は麦、大豆などと違い十分な国境措置があること、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、全ての販売農家を対象とすることは農地の流動化のペースを遅らせる面があること、米については潜在的生産力が需要を上回っている状況にあることなどの政策的な課題があつたため、二十六年産から単価を削減した上で、三十年産から廃止をしようとしたところでございます。

このように、米の直接支払交付金を削減する一方、多面的機能支払の創設、非主食用米への支援など水田の有効活用対策の拡充、さらには、農地中間管理機構を活用した農地の担い手への集積を推進するための支援策などの拡充を行うこととしたところでございます。また、大臣も先ほどお話をされたとおりでございますけれども、米価等が変動した場合には、収入減少影響緩和対策などのセーフティーネットを講じているところであります。意欲と能力のある担い手の経営の安定を図つていく考えであります。

○徳永ユリ君 政務官から御答弁をいただきましたけれども、それは米の直接払い交付金を廃止するための理屈ではないと思っています。現場の状況をしっかりと見ていただいて、再度申し上げますけれども、何とかこの農業者戸別所得補償制度の復活、これを御検討いただきたいというふうに思います。

それから、十四日の日の二十六年産米等への対応についての取りまとめの中にありますけれども、平成二十七年産米の生産数量目標を十一月中に適切に設定するということでありますけれども、この適切というのはどういう意味でしょうか。どういう点に留意をして設定するのか、御説明いただきたいと思います。

○政府参考人 松島浩道君 二十七年産米の米の生産数量目標の設定の考え方についての御質問でございませうけれども、これにつきましては、従来と同様、米の需給の安定を図るという観点から、米の需要の見通しを基本としたしまして、二十六

年産米の供給量といった最近の米の需給動向を踏まえて決定していきたいと考えてございます。

また、昨年、農林水産業・地域の活力創造プランというのを決定いたしました。この中では、三十年産から、行政による生産数量目標の配分に頼らないで生産者や集荷団体等が中心となって円滑に需要に応じた生産を行うということとされております。

したがいまして、この二十七年産の生産数量目標の設定につきましては、このプランの方向に即して着実に改革を進めていくという観点から、従来の生産数量目標に加えて、都道府県段階において自主的に主食用米以外へ転換する際の参考値を併せて提示するというふうな工夫も行っていく必要があると考えております。

いずねにしましても、委員からお話がございましたように、今月下旬を目途に食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催していただきまして、その委員の先生方の御意見も聞きながら決定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○徳永エリ君 このところ毎年生産数量目標が引
下がりになっておりますけれども、二十七年産米も
生産数量目標を引き下げるといふことですか。

○政府参考人 松島浩道君 生産数量目標をどういう方向で設定するかにつきまして、ただいま申し上げたように、直近の米の需給動向を踏まえて、食糧部会の御意見も伺いながら決定するという以上のことは現段階では申し上げられないということをご理解いただければと思います。

○徳永エリ君　米が余っているからといって生産数量目標を引き下げればいいということではないと思います。大雨とか、それから干ばつなんかもありますし、様々な自然災害が多発する中で、いつ何が起きるかわかりません。世界の食料不足が懸念される中で、生産数量目標の引下げには非常に不安を感じます。

生産を減らすことよりも、前回の委員会でも申し上げましたけれども、消費拡大の取組、ここを

しつかり農林水産省としていただきたいと思います。い
ますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 今御指摘がありましたように、この米価の下落、一番の要因は需要と供給のバランスが崩れておると、こういうことに尽きるんだらうと思うんです。そこで、私どもは超過作付けが起きないようにしっかりと指導していきたいと思いますが、超過作付けが起きるか起きないかというのにはほかにインセンティブが働く政策がなきゃ駄目だと、こういうことだと思います。

そういう中で、今、餌米も六百八十キロ取れた場合は十万五千円ということをやっておりますが、実態的にそれが全部六百八十キロ取れるかというところ、そうにもなっていないと思いますが、やっぱりこの部分をしっかりと充実させて農業者の皆さんに分かってもらうことが最も大切だと思います。

それから、中食とか外食というのが物すごい数字で今膨らんでいますね。その皆さんにも協力を願っておるところでありまして、それらを消費を拡大につなげてもらうような努力を引き続き私どもは重ねていきたいと思うんです。それで、全体の外食、中食は八百万トンのうちの三六％、三百二十万トンを占めていると、こういうことでありまして、ここにも是非、少し米の使用量を膨らまして元に戻してもらおうような働きかけもやっていきたいと思います。

それから、輸出の問題も、日本で一万五千円 of 攻防を六十キロ当たりやっていますが、これシンガポールあるいはジャカルタ回りでも三万円から三万五千円です。それから、ヨーロッパ、ロンドン、パリ回りは日本人の皆さんが食べているのは大体六十キロ六万円の米食べております。その六万円の米もスペインで作り、イタリアで作った日本用の米なんですね。

そういうときに、我々が輸出目標を掲げておりますけれども、これは窓口も十月三十一日に設置しましたが、統一的な輸出ができる、こういう対策で米も輸出を考えていきたいと、そして需要

と供給のバランスを取れるようにしっかりと頑張っていきたいと、こう考えております。

○徳永エリ君　中食、外食の問題は私も御指摘を
させていただきましたけれども、とにかく本当に
消費が毎年毎年落ち込んでいるわけでございます
から、真剣にあらゆる方法を考えて消費拡大のた
めに御努力をいただきたいというふうに思いま
す。

それから、ちよつと気になる通信社の配信記事
がありました。中身を御紹介したいと思います。
十月八日、米国の通信社ブルームバーグの配信記
事です。

スーパ―最大手のイオンの広報担当者にありますと、子会社の農業法人イオンアグリ創造は、来年、埼玉県で地元農家の水田十一ヘクタールを借り、米生産を開始する予定だと。二〇二〇年までに通常の農家の平均耕地面積の約五十倍に相当する百ヘクタールを借り上げることを目指している。この規模が実現すれば、日本で最大の米生産企業になるという。

安倍政権は、農地集約を進めるため今年から農地中間管理機構を立ち上げ、都道府県の集積バンクを通じて農地の売買や賃貸借を仲介している。景気回復に向け米国主導の貿易自由化交渉に参加する政府は、農地の八〇%を大規模農業生産法人が運営することを目指している。

イオンの広報担当者は、この通信社の電話インタビューで、米と野菜を消費者に手頃な価格で安定的に供給することを望んでいると説明。日本の農家が高齢化し引退が進む中、子会社を通じて生産を引き継ぐことができると述べた。

安倍政権が主食用米の補助金を削減し、高齢農家が農業をやめるケースが増える一方、コンビニエンスストア運営のローソンとセブン&アイ・ホールディングスも農地と若者の農業訓練に投資をしている。

穀物取引会社コンチネンタルライスのここの取締役の方は、安倍政権の改革計画は進展していると指摘。今年は供給過剰により米価格が下落して

いるため、小規模で効率の悪い農家の撤退が加速し、農業生産法人への農地の貸出しが増加するだろうとの見方を示したというところであります。

イオンは、二〇〇九年に子会社を通じて農業に参入しています。全国で十五か所の農場を運営し、計二百三十ヘクタールの農地で野菜と果物を栽培している。そして、住友化学も九月に米の生産・販売事業に参入すると発表したということでもあります。

この配信記事を見て、私は正直ぞつとして、不安な要素がいっぱいここにあると思っています。

この住友化学、問題のネオニコチノイド系の農薬を製造しているところでもありまして、食の安全、安心は大丈夫なんだろうかと、コスト削減に走り過ぎやしないだろうか、そして小規模家族経営農家がどんどん競争力に勝てず負けてしまつて淘汰されていくのではないかと、このことを大変に心配をしているところでもあります。この配信記事を読んだ農家の方も本当に心配しておられます。

今、この記事の内容をお話しさせていただいて、大臣はどのような思いでこの配信記事をお受け止めになるのか、お聞きしたいと思っています。

○政府参考人(奥原正明君) 農地の流動化の問題でございますが、昨年御審議をいただきました、農地中間管理機構、この制度をつくっていただきました。現時点では、東京都を含めまして全ての都道府県で機構が成立をいたしまして仕事を始めている、こういう状況でございます。

この機構は、農地を所有者の方から借りまして、これを担い手の方に転貸をするというスキームでございますが、平成二十一年の農地法の改正で、一般の企業につきましてもリース方式であれば農業に参入するということではできるようになっておりますので、農地の中間管理機構が消費者から借りた農地を、先ほど御指摘ございましたイオンアグリとか、こういった法人の方にお貸しをすることも当然できるということになっております。特に埼玉県では、このイオンアグリが水田を

借りまして米の生産を始めるということも我々は伺っております。

やっぱり地域によりましては担い手がいっぱいじゃない、あるいはいても十分ではないという地域もございます。そういったところでは、それも農業を維持するための一つの方法だというふうに考えております。

○徳永エリ君 そういうことを聞いているんじゃない、よく分かっています、そのことは。

この配信記事を受けて、改めてお伺いいたします。大臣はどのようにお受け止めになつていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 私ども、この農政改革、三本の柱を立てています。一つは農協改革です。それからも一つは農業委員会に関する改革、そして三つ目が農業生産法人に対する改革です。

そこで、私どもが心配しているのは、五〇％を超える出資で企業が参入したいと、こういう意見が強く寄せられているわけですが、私どもは、今までのように四分の一というの、これは今の時世を反映しているかということから考えますと、できる限り多く農業者と一緒になつて出資を高めてもらおうと、こう考えておりますが、どうしても私どもは、五〇％以上は農家が持つと、こういうことで、どういう状態に変わらうとも農家が主役、主体で農業ができるようにしながら、できれば企業経営はどうぞ農家と一緒になつてやつてもらおうと、こう思つて農家の所得につながり、農家に配当が出ると、こういうことを願つて今度の生産法人の改革はやつていきたいと思つてます。

ただストレートに企業が入ってきて、そして農家に代わつて自分たちがやると、こういうことについては私はなかなか理解が得られないものだと思います。

○徳永エリ君 今のお話が大臣の御本心であるならばちょっととするとするんですけれども、まさに安倍農政改革というのはこの方向性なんじゃないかということを私たちは大変懸念しているわけですね。

かということをおっしゃつていたわけで、TTPは農業の問題だけじゃないんだと、国民生活のいろんなところに、例えば国内法の改正とかあるいは自治体の条例を変えなきゃいけないとか、あるいは政策までもTTPによって変えなきゃいけない場合も米韓FTAなどを見てみるとあるわけでありまして、そういったことを御理解いただいているから恐らく社会そのものを崩壊させるということをおっしゃったんだと思いますけれども、今はむしろ印象としては西川大臣はTTPの妥結に向けて大変積極的であるというふうに感じておりますが、改めて確認をさせていただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(西川公也君) これからの世界経済どうなるかと、こう考えますと、やっぱり経済連携なしには、我が国だけが孤立していくような話はないと思ひます。そういう中で、日本はFTA AあるいはEPAを数多くの国と結んできました。さらに、今進んでいるのはEUとのEPAもやろうと、こういうことであります。それから、過日、委員会の御承認をいただきました日豪EPAについても、経済連携を深めようと、こういうことであります。

そういう中で、私は、農業が犠牲になる、そしてほかの工業製品が利益を得ると、こういうTTP Aあるいは経済連携は反対でございます。あくまでも日本農業を守りながら、そして経済の規模を拡大していくと、こういうことでTTPは進めるべきだと、こう思つておりました。今進んでいる中身についても必ずそういう決着に向かつて信じております。

○徳永エリ君 十一月十三日の日本農業新聞を御覧になったかと思ひます。米国の農務省がTTP合意で二〇二五年までに関税が撤廃になった場合に交渉参加十二か国の農産物貿易がどう変わるのかを予測した報告書の内容が載りました。参加国全体の輸出増加額七〇％は、その輸出先となる日本に押し付けられ、日本農業がほぼ一人負けするというものであります。

先日、北京で行われたTTP首脳会合で、TTP交渉会合の越年が決まりました。正直ほつといたしました。かつては、農業だけではなく社会そのものを崩壊させる現行のTTPには反対と西川

これ、T P P、もし合意して参加するということになりましたら、段階的な削減がされていつて最終的には関税撤廃というのを目指しているわけでありまして、この日本一人負けというのは非常にインパクトがありました、この記事の内容については大臣はどのようにお感じになりましたでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 新聞の見出しでありますから、各社各社それぞれの意見があつてこのようない出しになったんだらうと思います。

私も、あくまでもT P Pの交渉の中で農林水産物について日本が一人負けをするような交渉はやっていないつもりであります。どうした場合になろうとも日本の今の農業生産を維持できる、そういう基本的な考え方で交渉は進んでいると思いますが、決して日本がそのような窮地に陥るような交渉はしていないと、こう思っています。

それから、新聞記事の中で数値の取り方はいろいろ変わるとあります。日本の経済効果の方も、農業に対する状況と、あるいは鉱工業製品の数字がどう変わるかというのは、二十一作業分野の方のルールの交渉もありますが、関税交渉の結果、どこに落ち着くかということで、やっぱり計算は常にやっていかなければならないと私は思っています。この経済効果についても、日本が計算している内閣府でやっている数字、あるいはアメリカのピーターソン研究所ですが、ここが書いた数字、さらには今回この新聞に出たような数字、それぞれ違つておりまして、まだどの国、どの経済も、仮定の議論しかしていませんので、私どもは、どういふ場合でも日本農業がしっかり守られて次の生産に結び付く、さらには国会の皆さんの御理解が得られると、この農林水産委員会の決議を基にしてこれからも努力を続けていきたいと、こう考えております。

○徳永エリ君 もうこの段階では、その農林水産委員会の決議を守ることでは農家の皆さんに安心してもらうことはなかなか難しいと思うんです。日豪E P Aにしても、もう具体的な数字

があるわけですから、きちんと影響試算を改めてしていただいて、具体的に国内対策をどうしていくのかということをはっきりと明示していただきたいと思ひますし、T P Pに申ししても、こうなつた場合にどうするんだというようなことを言つていただければ少しも安心材料になるんだと思ひますけれども、決議を守りますとか日本の農業が駄目になるような交渉はしていないつもりですと言われても、余りにも漠然としていて雲をつかむような話でありますので、そこをもつと安心できるような、きちんと具体的な数字なり国内対策なりをお示しただけのように今後も御努力をしていただきたいということをお願い申し上げます。

そして、サンゴの方に移らせていただきたいと思ひます。

昨日も鹿児島県沖で中国サンゴ船の漁船員が二名逮捕されたということが報道をされましたけれども、本日採決を予定しております中国サンゴ密漁対策関連法案ですが、今回の改正は中国サンゴ船違反操業に対して罰金や担保金の引上げを行うというものでありますけれども、それによつてどの程度の抑止力が働くのか、効果が期待されるのか、その点について御説明いただきたいと思います。

○副大臣(小泉昭男君) 徳永先生御指摘のとおりでございます。大変大きな問題になつております。

今回の中国サンゴ船に對しましては、その抑止効果、これは大分議論をされているところでございますが、罰金の大幅な引上げを内容とする議員立法、関係法律の改正案でございますが、先ほど衆議院で農林水産委員会において全会一致で提出を決定いただいたと、こういうお話もございました。この我が国における中国船の違法操業の抑止がこれをもつて図られていく、こういう期待を込めておりますので、この改正案の成立を早期にお願いしたいと、こういうことでございます。また、この抑止効果の部分、なかなか法的な部

分が多うございまして、漁業取締り船の増隻、大型化を図つていられるのでございすけれども、最近はこの音が海上でなかなか届きにくい、こういうことで、また改めて長距離音響発生装置ということですね、これは御案内のとおりでございますが、三キロぐらいまでは音が届いて聞こえるようでありまして。しかし、内容をはっきり確認するには五百メートル、そして、それ以上近くなるとうるさいと、かなり効果があるようでありまして、これで違法操業をしている漁船に対して注意を促すわけでありまして、この際、先ほどもほかの委員からもお話ございましたけれども、大変危険でございすから、最新鋭の防弾、防じん、防護、救命胴衣ですね、これはどんなことに遭遇するか分りません、それも準備いたしまして、ヘルメットも今までよりも強力なヘルメット、これを着けるようにいたしまして、装備をしつかりと整えて、今後とも現場の取締り能力の充実をしつかりと図つていきたいと、こういう考えでおりますので、御指導をまたこれからもお願いしたいと思ひます。

○徳永エリ君 時間がなくなりましたので、まとめさせていただきますと思ひますが、今も御説明がありましたが、しっかりと安全の装備の充実ということももう更に図つていただきたいと思ひますし、また、今回のことを受けて、罰金の引上げだけでは駄目だと、日本の政府は取締りが甘いという、国民からそういう声も大変に多く上がつております。

水産庁や海上保安庁には、今後、漁業取締り体制の一層の強化を御検討願いたいということをお願いしたいと思ひますが、最後に大臣から一言、御決意をいただいて結びたいと思ひます。

○国務大臣(西川公也君) 法を改正いただきました、これを相手の中国の密漁船にしっかりと伝わるようにしていきたいと思ひますし、取締りに関しまして、海上保安庁を始め各省と連絡を密に取りながら、しっかりとこのサンゴ密漁船に対する対策を取つてまいりますので、よろしく願ひいた

します。

○徳永エリ君 終わります。

ありがとうございました。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。今日は、質疑よろしく願ひします。

ほかの委員会の関係で順番も変えていただきました、委員会の方には大変配慮をいただきました、本当にありがとうございます。

それから、今日は内閣府の副大臣に来ていただいておりますので、ちょっと順番を入れ替えて先に農協改革についてやらせていただいて、私の質問が終わつたら、委員会取り計らいがあれば御退席いただいてもいいかと思つておりますので、そのとおりよろしく願ひできればと思つております。

さて、先ほど西川大臣の方からも少し触れる部分がありました農協改革に関してなんですが、先週の十二日だと思ひますけど、政府の規制改革会議で全中の監査廃止を求めた提言というのをまとめられているかと思ひます。これは、六日に発表されました全中の自己改革案、これが現状維持に近いものだというのでしたので、これに對するようないふ形でまとめられたというようなことも伺つておりますが、内閣府副大臣にお伺ひしたいんですけれども、この提言の趣旨についてお答えいただけないでしょうか。

○副大臣(赤澤亮正君) 本年六月に、農協改革の一環として、全中など中央会の見直しを含む規制改革実施計画が閣議決定をされました。山田委員御指摘のとおり、十一月十二日の規制改革会議の提言は、この改革のフォローアップとして、全中の自己改革案の公表を受け、取りまとめられたものでございます。

その提言の中では、単位農協に関する経営相談と監査を同一の主体である全中が実施すること、監査の独立の観点から信用性に問題があること、それから、仮に全中監査が単位農協のニーズに合致する場合であっても、任意の求めに應じる形にすべきことなどから、全中が単位農協に対して行う監査の義務付けの廃止の必要性を示した、

そういう提言になっております。さらに、中央会組織全体について、会員のリクエストに応じた調整を行う一般社団法人への移行も提言されているところでございます。

いずれにしても、本提言も踏まえ、農林水産省を中心に、次期通常国会に関連法案を取りまとめ提出すべく改革案が取りまとめられることとなります。規制改革会議でも、その具体的内容について引き続き検証をしていただきたいと考えております。

○山田太郎君 全中のこの監査権限につきまして、全中の方は現状維持を訴えていますし、他方、今ありましたけれども、政府の方としてはこれを廃止しようとしていると、こういうふうに見受けられます。

そこで、農林水産大臣、西川大臣にお伺いしたいんですが、全中のいわゆる監査権限の今日的意義というんですかね、その辺りと、もう一つは、では、今後監査権限はどうするのが望ましいのか、この辺り、御発言いただけないでしょうか。○国務大臣(西川公也君) 農協法に基づく強制監査のことだと思います。

そこで、今日的意義はどうだと、こういうことでありますが、農協法、昭和二十九年に改正をして全国に一つ中央会を置く、あるいは都道府県に一つずつ置くと、こういうことになりました。大変、農協法に基づく強制監査であります。非常に効果を上げました。これは事実です。一万に及ぶ農協が七百に減ったわけですが、今日ではいずれの農協も健全経営をしてくれていると、こう私は受け止めております。

さて、そこで強制監査の問題ですが、全中の皆さんから言わせれば、今までうまく来たのでありますから、このままの方がよろしいのではないかという意見であります。一方、規制改革会議は、六十年たつて立派に仕事をやり遂げた、そういう中で、何も農協法に基づく特別な関係として強制監査するよりも一般の監査で十分足りるだろうと、その方がむしろ多角的だと、こういう

意見もあつて、まだ意見の調整は終わっておりません。

○山田太郎君 是非、農協改革、しっかりと、アベノミクスの一つの、現場の農業改革の一つだと思いますから、取り組んでいただければと思っております。

農協改革関係、これで終わりでございますので、もし副大臣御退席の件でしたら、これで結構だと思いますが、委員長。

○委員長(山田俊男君) 赤澤内閣府副大臣、御退席いただいて結構でございます。

○山田太郎君 次に、先ほど徳永委員の方から少し触れました農薬とちよつと蜜蜂の話について少しやりたいと思っております。

実は、九月十七日に、岐阜県の各務原市議会というのがありまして、そこで杉山元則市議という方が農薬と蜜蜂の問題で市の本会議で質問したところ、議会からその後問責決議をされたと、九月三十日に問責決議をされたということでありました。

問責の理由は、質問が関係者に多大な迷惑を掛けたということでありまして、私、その議会、ユニチューブで後で拝見させていただいたんですけど、普通の農薬散布に関する問題点、それを市に問うたということなんで、どうしてこれが問責に当たるのか、こんなのが問責に当たるんだから、私なんか何度も議員辞職を求められているんじゃないかなと、こういうふうにも思うわけです。

本件に関して農水省さんにも問合せをいたしまして、特に、農薬散布に関するガイドラインを農水省さんは通達しているということで、ただ、この内容がなかなかきつと把握できていない。実は杉山議員にも私直接お会いしまして聞きましたところ、やっぱり現場ではこのガイドラインに違反している事例もあるということを書真付きで実はいろいろ聞かせていただきました。ネオニコチノイド系の農薬が使われているということ、先ほど徳永議員の方からも話がありました

が、蜂が実際に死に絶える事例ですとか、これは学説ではありませんけれども、人体への影響があるんじゃないかと、こういうことが問われているわけでありまして。

そこで、やっぱり農薬の問題、非常に重要な問題でもありますが、お聞きしていきたいんです。で、できれば、農薬は人体にも危険なものなんです。なるべく使わないようにしていただきたいなと思つております。農水省さんも、農薬取締法に基づきまして、平成二十五年の四月二十六日に、都道府県知事宛てに住宅地等での農薬使用についてという農薬使用適正化のための通知というのを出していらつしやいます。これは結構なことなんですけれども、この通達の実施状況等をどのように把握されているか、これをお答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 二十五年の四月に、学校、公園、住宅地周辺等において農薬を使用するときに守るべき事項や都道府県の体制整備等について、環境省とともに通知を发出了しました。農薬使用者あるいは都道府県、市町村などに対する周知にこれまでも努めてきました。

そういう中で、各都道府県の体制整備状況については現在調査を行つておるところであります。が、今日この委員会がありますので、急遽、分かります。県から調べてみた、こういうことであります。委員が関心を持たれているのは岐阜県、愛知県の例かと思いますが、これは別途照会しまして、岐阜県では県庁の農林部局あるいは環境部局、愛知県では県庁及び出先の農林部が相談を受けております。

そこで、これらの県において受け付けた相談の内容に応じて農薬使用者等に指導を実施していると、こういうことですが、まだ今日ちよつと間に合いません。岐阜県ではこれまでに三件、それから愛知県で四十一件と、こういうことで問合せが来ておりますが、全国的なこの問題等についても更に調査をして、なるべく早く報告で

きるようにしたいと思つています。

○山田太郎君 岐阜県で三件、特定の県だけを取り上げるつもりはないんですけれども、やっぱり通達出しつ放しというのはまずいと思つています。是非、調査の上、私の事務所の方にも通知していただければ、この問題引き続きやらせていただきますと思つております。

さて、もう一つ、農薬使用の削減ということ、は、一つ目標にもなると思つてしようけれども、総合防除の問題、これは先ほどの杉山議員も最後の結びで、質問の中でされていたんですが、総合防除、IPMという手法、考え方があります。これは、農薬に頼らずにいろいろな防衛手段を有機的に組み合わせると、生態系と調和を取りながら害虫を駆除していくという方法であります。まず、大臣は、この総合防除の考え方についてどのような御認識にあるのかお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) この総合防除の考え方、今朝も議論したのであります。総合防除、どうしたらうまくいくかと、こういう話を我々も議論しました。そうしまして、このやり方によつては、一番農薬を使わなきゃならないところに合わせてしまふと少量の防除薬で済むところがあるかとか、こういう議論をいろいろやってきました。これは総合的にやつた方が効果的だと、こういうこともありまして、これからの部分に進めていきたいと思います。こういうことで我々は議論をしてきました。

いずれにしても、農薬を使うことによって農業生産の方は効率的になるかもしれませんが、環境への負荷を考えると、こういうことをしますと、できる限り軽減をしていかなきゃならないと、こういうことと私は受け止め、農作物の病害虫防除について今日もいろいろ議論しましたが、化学合成の農薬だけ使うのではなくて、天敵あるいはフェロモン、これを使おうと、こういうことであります。

一つ事例として紹介しますと、南大東島のサト

ウキビですが、あれはハリガネムシに作物がやられてしまふんですね。それで、雌のフェロモンをチューブで流しています。そこへ雄が集まってくると、これによってハリガネムシを駆除しようと、こういう考え方があります。

〔委員長退席、理事野村哲郎君着席〕

それからもう一つ、ちょっと特異なのは、アブラムシをテントウムシに食べさせると。じゃ、テントウムシ逃げていつちやうんじやないかと、こういう議論をしたら、羽を切つて飛べないようにしておいてアブラムシの駆除はテントウムシにお願いするとか、いろいろ考えています。いろいろ考えておりますが、できる限り農薬を使わないで生産性が上がるように私どもは努力を重ねていきたいと、こう考えております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

最後に、先ほどちょっと触れましたこの各務原市の杉山元則市議のような方、ちょっと勇気を持って市議会で、地方じゃこんなことを、蜜蜂と農薬との関係を開くだけでかなり勇気が要るようございませうけど、この辺りについても、もちろん中身、大臣、知らなければ難しいでしょうけれども、御感想というか、少しその辺りもお伺いして質問を終わりにしたいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) その件については詳しく承知しておりませんので、またよく調査をしてみたいと、こう考えております。

いずれにしても、農薬を減らして、そして生産性が向上を図れると、こういう体系はやっぱ推進していくべき農法だと思いますので、これから有機農法について前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

是非、これはもう各務原市だけの問題ではないと思いますので、全国で同じような問題があるかと思ひます。農水省、全面的に取り上げていただいて、先ほどの宿題も是非引き続きやっていただければと思ひます。

解散前の非常にこういう状況の中でありまして、国会会もいろいろと質問させていただき、こういう機会をいただきました本当にありがとうございます。

私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日は、ちょっと通告と順番を変えまして、まず初めに地域振興あるいは農業振興におけるオーベルジュの可能性について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この質問、実は先日、地方創生特別委員会でも取り上げさせていただきました。小泉副大臣にも御出席いただきました。大変前向きな答弁をいただいたと思っております。

改めて、これ前向きに今御答弁いただいているんですが、なかなか、この六次産業化、六次産業化と掛け声は大きいんだけど、いざやってみようとする結構障壁が大きいという声、たくさんいただいております。そういう意味で、国としてのオーベルジュも含めて推進していただきたいとともに、このオーベルジュまで考えていきますと、実は農水省単体ではできない、省庁横断的に取り組んでいただかなければいけないということもございませう。そういうこともありまして、今日は厚生労働省にも来ていただいているわけでありまして、是非、今日は応援団になつて帰っていただきますという思いで質問に立たせていただいております。

まず最初なんですが、確認の意味で、今回、今参議院において審議をされております地域再生法の改正案でございませうけれども、この一つの目玉が、今回、農業振興のために六次産業化に関わる施設であれば農地転用に特例を適用しようということが今回盛り込まれているわけでございますけれども、これ、具体的にどういふことなのか、ちょっと制度について概要を御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(三浦進君) お答え申し上げます。

今回の地域再生法の改正案における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の特例措置につきましては、市町村が作成する地域再生計画等に基づきまして、六次産業化に資する施設等を整備する場合に、施設用地の農用地区域からの除外及び農地転用許可を迅速かつ円滑に行うことを可能とするものでございます。

この特例措置の対象となる施設といたしましては、地域の農林水産物の加工販売施設ですとか、地域の農林水産物を利用して都市住民等との交流を促進するためのいわゆる農家レストランや農家民宿といった、地域の農林水産物の振興に資する施設を想定しております。具体的には政令で規定することとなっております。

御指摘の簡易な宿泊施設を備えたレストランであるオーベルジュにつきましては、形態によりましてはこうした農地法等の特例措置の対象となり得るものであると考えております。

○平木大作君 今御答弁いただいたように、これは先日小泉副大臣からも御答弁いただきました。いろんな要件満たせば、このオーベルジュについても今回の改正法案の中の特例申請に該当するんじゃないかという御答弁いただいたわけでありませう。

オーベルジュというのは、私何が魅力なのかなと思ひますと、一つは、やっぱり基本的に周りが開発されていないところ、ここが大きな魅力だと思ひます。

そういう意味では、これ本当に日本の田園風景の中で、あるいは山里の中で地味のものをおいしくいただく。いわゆる山里の中でおいしいものをいただくこととすると一つのネックが、交通手段がなかなか限られてくる。基本的に車で行かなきゃいけませんので、どうしても、その地のお酒ですとかワイン、こういったものも一緒に味わいたいわけですから、なかなかそれがなかなかない、また提供することができないということが一つネックとしてございました。

そういう意味では、オーベルジュというのは宿泊に力点があるのではなくて、あくまでも地のものの料理を食べていただいて、併せてお酒も飲んでいただいて、ゆっくり一晩過ごしていただいて、翌朝モーニングを食べて出ていくと、こういう形でございます。そういう意味では、まさに農地をしっかりと生かしながら、あるいは農業をしつかりと振興しながら、同時に六次産業化、地域の振興につなげていくという意味でも合っているんじゃないかなというふうに思っております。

〔理事野村哲郎君退席、委員長着席〕

じゃ、具体的に取り組もうというときに、といつてもいろいろ障壁がある。まず、オーベルジュの一步手前とか半歩手前のところから今日お伺いしたいんではないかと、これはオーベルジュではなくて、じゃ、農家レストラン、農村レストラン、これをやるときに、これ具体的にどんなハードルをクリアしなければいけないのか。今日、厚生労働省から来ていただいておりますので、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(三宅智君) 飲食店営業に關してでございますけれども、食中毒の予防等の観点から、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、食品衛生法第五十二条第一項に基づき、都道府県知事等の許可を受けなければならぬということになっております。

この許可に關しましては、同じく食品衛生法第五十一条に基づき、都道府県知事が公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとなっております。

具体的には、御指摘の農家レストランを含む飲食店営業につきましては、調理場の衛生的な構造ですとか、あるいは調理器具等の衛生的な管理、トイレに關する衛生面での設備などに関する基準が各都道府県の条例で定められており、飲食店営業を行うに当たってはこれらの基準を満たしていただく必要がございます。

○平木大作君 当然、飲食物提供する上で食中毒

等を起こしてはいけませんので、こういった基準がしっかり適用されるということで今御答弁いただきました。

お伺いしたいのはこの先なんですけれども、じゃ今度は、いわゆる飲食物を単純に提供するだけではなくて宿泊機能も併せて提供しているオーベルジュ、ここについて、そもそもこのオーベルジュというのは、じゃ、これ業態でいうといわゆる飲食店になるのか、それともホテルですとか旅館とかになってしまうのか、この業態でそもそもどこに入るのかという話と、それからあわせて、先ほどのいわゆる農家レストランをやるときに加えて何か越えなければいけない基準、ハードル、こういったものがあれば、是非御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(福本浩樹君) 答えいたします。宿泊に関してでございますけれども、これは旅館業法という規制が掛かります。旅館業法上は、一つは宿泊料を受けるということ、それから二つ目には寝具を提供して施設、宿泊する空間で受けられどもそれを利用させると、こういう事業形態に関しては、旅館業法でいいます旅館あるいはホテルというものに該当いたしますので、都道府県知事の許可を受けなければならないということになります。

都道府県知事の許可の基準ですけれども、一つには構造設備基準がございます。旅館、これは和室、それからホテルは洋室であります。旅館の場合について申し上げますと、その構造設備基準では、客室の数が五室以上であることとあります。と、一つの客室の面積の基準として七平米以上であることとあります。あるいはフロントを設置すると。そのほか、衛生面において、換気あるいは採光等の設備を設けなければならないというような構造面の基準がございます。運営面の基準としては、宿泊者名簿を備えるであります。か寝具、浴槽の消毒等を行うというような衛生面の基準がございます。

ただ、これが一般的な基準でございますけれども

も、今申し上げました構造設備基準を満たさない施設においては、旅館業法上一つの特例として簡易宿所という形態もあります。これは、その規制を緩和した形で許可を受けるわけですけれども、今申し上げました基準のうち、客室数でありますとか一室の面積でありますとか、あるいはフロントを設置するというような構造基準については簡易宿所の場合には適用いたしません。客室の延べ床面積が三十三平米であるという基準だけが構造設備の基準ということになります。

加えて、この簡易宿所でありますけれども、これは農水省所管の法律になりますけれども、農林漁業体験民宿業、これは農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律という中で位置付けられる農林漁業体験民宿業であります。この場合には、その簡易宿所について、先ほど申し上げました客室の延べ床面積の基準も適用しないという形で簡易宿所としての許可を受けられるというのが現行の体系でございます。

○平木大作君 ありがとうございます。今いろいろ御答弁いただきました。大規模なものにしようとする、先ほどの客室の基準ですとかフロント設置ですとか、いわゆる昨今別のところでもたくさん議論されたところも関わってくるわけでありまして、特に簡易のものあるいは農林漁業に関するものであれば、大分規制としてはハードルが低いということを今御答弁いただいたかと思えます。

これ、また現場の事情をよくよく見ていただいで、これ旅館業になるとかあるいはホテルになるとかとなったときに、一つ、私もかつて銀行にいたときによく見ていたんですけれども、いわゆる銀行の貸出先として見るときに一番実は厳しい業態がこの旅館、ホテルになります。宿泊率で基本的に経営を見ていくわけですが、なかなか高い水準に持つていくことができない。高い水準になったものがあつたきつかけでぐつと落ちてそのまま倒産してしまうということがよくありまして、いわゆる一番いろんな業界の中でも厳しい

業界になります。ですから、そこを基準にいろいろ、例えば参入障壁ですとか基準といったものが当然つくられている。厳しい業界の中でつくられたものをそのまま適用しようとする、やっぱりなかなかこれ越えるのが大変ということでござい

ます。そういう意味では、今もう制度として整っているというところでありますけれども、私のところにも実は、地方創生委員会におきましてオーベルジュの質問をしたら、いろんな方から大分ちよつと興味あるんだけどというお話をいただいています。ただ、やっぱり、でも自分のところで旅館できないという声も一方でいただいています。そこが、そもそも制度が周知されていないというところがあると思っております。これは是非農林水産省としても、もつともつとこのオーベルジュ、地域振興、あるいは農業振興の取組として使えるんだと、周知、是非御努力いただきたいなというふうに思っております。

もう少し時間ありますので、ちよつとテーマを変えまして、私もサンゴの密漁問題についてもお伺いをしたいと思っております。

まず、今回、これも先ほど御質問ございましたので簡単な答弁で結構ですけれども、基本的にはこの違法操業に対する罰金というものが、それから担保金、最高水準まで引き上げることとござい

ますが、どの程度の抑止力を見込んでいるのか、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(本川一善君) 三千万円に引き上げるとい法律案につきまして、先ほど衆議院農林水産委員会において全会一致で提出することが決定されたということでございます。その中で、三千万円という罰金の額でございますけれども、国内の個人に対する最高の罰金額でございます。先ほど申し上げましたが、宝石サンゴの平均的な価格は一キログラム当たり二百万円。それから、その中でも特に高価なアカサンゴにつきましては一キログラム当たり六百万円という

ことでございますので、サンゴに掛かる違法な

利得から考えて、一定の抑止力を発揮するのではないかと考えております。それと併せて、先ほど来議論がありました担保金制度におきましても、違法操業に対して三千万円、罰金と同額の担保金を科すると同時に、船の中に違法に採捕されたサンゴがあれば、それに対して一キログラム当たりこれも最高金額の六百万円を科するということになっておりますので、このような制度を併せて、早期に改正案が成立することを期待しているところでございます。

○平木大作君 一定の抑止効果を見込んでいるというところでございますけれども、今回、一つの対策のポイントというのは、私、この時間的な制約ですとか緊急性を要するということで、一旦、いわゆる罰金ですとか担保金をまずは手を打つというところで打たれたというふうに私は認識をしております。

その上で、まず一つ指摘させていただきたいんですけれども、今個人に対する最高の罰金刑に合わせたということでありまして、同時にこれ一つ一つの疑問点も生じてまいるわけでありまして、それはいわゆる罪刑の均衡という観点。これまで例えば三千万円だったものを一気に三百万円とか、最高のものに合わせてしまった。でも、やったこととやっぱり均衡を図るというのが一つの刑罰の考え方でありまして、一旦抑止力というところに重きを置いて最高刑、金額、それぞれ決めているわけでありまして、果たしてこれがほかの刑罰とのいわゆる均衡がちゃんと取れているのか、こういったところは改めて冷静に見ていただきたいというまづお願いをしたいと思います。これも議員立法で今回作っていますので、政府としてなかなか中身にということはないと思うんですけれども、こういった観点を忘れないでいただきたいというのが一つ。

それから、最後、質問ぎりぎりであるかと思うんですが、結局、じゃ、これで本当に万全なのかという、これ、やはり疑問が残る。また、取り

あえずこの罰金上げたわけですけれども、中長期的に見て、監視の仕方、様々先ほど来指摘されておりますけれども、どういう取組をされるのか、最後に御答弁をお願いいたします。

○副大臣(小泉昭男君) 平木先生御心配のとおりでありまして、この法案が成立をいたしまして、その効力を期待するところでございますけれども、更に私どもの方でも取らなきゃいけない対応がございます。

それは、違法操業をしている船に対して、限られた中ではございますけれども、航空機や漁業取締り船、これを派遣をいたしまして、海上保安庁と連携して懸命の努力をこれからも続けていきたい、こういうふうな思っておりますし、それと、先ほどもお話し申し上げましたけれども、近寄らずにも違法操業をしている方々にきちっとこちらの意思が伝達できるような方法、これは音響効果も抜群でありますから、様々なことを駆使いたしまして、これから適正に法が執行されるよう、体制を整えてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○平木大作君 以上で終わります。

ありがとうございます。

○儀間光男君 維新の党の儀間でございます。

冒頭聞きますけれど、海上保安庁、水産庁、いろいろ中国漁船に対して対応はしていらいっしやるんですが、あざ笑うように昨日、鹿児島、九州の先、薩摩半島の野間岬で密漁をしているんですね。これに対してどういう対応をされているか、まず聞きたいと思えます。

○政府参考人(中島敏君) お答えします。

十七日、鹿児島県の野間岬沖の我が国領海内において中国サンゴ漁船二隻が操業していたということから、外国人漁業の規制に関する法律違反、これにより同船の船長二名を現行犯逮捕しております。

○儀間光男君 私、昨年の臨時会、九月の臨時会から日台、日中の漁業協定の問題をずっと扱っ

て、その中でカツオ、マグロの話、回遊魚の話、このサンゴの話もずっと言い続けてきたんですよ。

沖縄の場合は、あれEEZの中だったんですね。宮古島と沖縄島の間で宝石サンゴというのがありますが、そこはEEZの中でありましたから、少し取り締まる法の手当てもなくて、いろいろあつたんですが、その手当てをなくしたのは日中漁業協定なんですよ。これがそういう形になったんですね。

だから、それも含めて、今恐らくあの宝山曾根のサンゴを捕り尽くして、それから行く場を失った、いや、新たな狙いどころとして小笠原が狙われてきたと思うんですね。そういうことを思うと、しかもそのサンゴの生えるところ、あれは領海内ですよ、EEZじゃないですよ。EEZは何千メートルと深いですから、サンゴなどあるはずがないですね。大体二百メートルから二百五十メートルの領海内でサンゴが生息をして、それを領海を侵して操業しているわけですよ。まさに密漁、違法ですよ。

そういう船に皆さん方がどう対処しているのか。先ほどからあるように、非常に何か我々から見ると甘い、脇が甘い、そういうような思いがしてならないんですけれども、一体これからどういうことを皆さんやって、衆議院で通った法案もあるそうですけれども、後でやりますけれども、どういう方法でその地域の国民の期待に應えるような対策を打っていくのか、法整備も含めてお聞かせをいただきたいと思えます。

○政府参考人(本川一善君) この委員会でも何度も御議論いただいておりますが、沖縄水域での宮古島東方部の宝山曾根などでの中国サンゴ船の違法操業については先生からも何度も御指摘をいただき、我々としても日中漁業協定の漁業共同委員会などで中国側にも問題を提起し、取締りを強化をしてきたところであります。そこから日中漁業協定水域外にはみ出した場合には拿捕し、それから日中漁業協定のところでは写真を撮って中国当

局に操業の状況を伝達をし、先方でも取り締まってもらうように強く要請をしたり、そういう体制を整えたりということをやつてまいっております。

それから、小笠原水域につきましては、ここは、主としてサンゴが生息する水域はまさに領海内でございますので、大量の違法漁船に対して領海から追い払うといったようなことを中心にやっておりますが、海上保安庁の方ではもう既に六件の拿捕事案が発生して取り締まっていたいていると、そんな状況でございます。

先ほど来議論があります関係法令の改正がこの国会で成立いたしますれば、直ちに体制を整えて三千万円という高額の罰金で経済的利得を奪う、そのような観点から厳正な取締りに今後とも取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○儀間光男君 現在、小笠原一帯、最大期から比べて半分ぐらいになっているというような話をちょっと昨日聞きましたけれども、これが待機して、帰つたのか、あるいはどこかにまた移動してやろうとしているのか、その辺は分かりませんが、その辺の中国船の今の位置取り、あるいはどの辺でどうなつて、ここから引き揚げた原因が那邊にあつたか、その辺は掌握しているかどうか、海上保安庁も含めてお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(本川一善君) サンゴ船の動向でございますが、海上保安庁の方からも適宜発表いただいておりますが、十月三十日には小笠原周辺で二百十二隻があつたわけでございますけれども、増減はあつたものの、直近の十一月十六日の時点では五十八隻に減少しているというふうに聞いております。

他方、沖縄周辺水域では、昨年の今の時期、宝山曾根辺りに二百隻程度の中国サンゴ漁船が徘徊をしておりまして、これについては、隻数は大幅に減少しているものの、依然として十隻程度が確認されているといったような状況でございます。

二百隻程度いたものが五十八隻になったということですが、これがまた他へ徘徊をしているかどうかということは定かではございません。ただ、航続距離など燃料の関係からいえば帰りがけているのではないかとというような推測はされておりますが、正直申し上げて、今の数字以上のものを今持ち合わせておるわけではございません。御理解いただきたいと思います。

○儀間光男君 あの国を尋常な国だと思つて相手にしちゃ駄目ですよ、国民も含めて。我が方の法律がどんなにあつたって、侵してくるのは平気でですよ。小笠原のあのやり方なんていうのは、あれは密漁というよりも侵略ですよ、侵略。領海へ入ってくるんです。侵略ですよ。大体、サンゴというのは二百メートルから二百五十、深くても三百メートル、それは大体島の一キロ、二キロの範囲なんですよ。だから、領海侵犯を受けて、あるいは侵略行為をされてなおかつ手が打てない、あるいはイタチごっこをするなんていうことは、主権国家としてあるべき姿じゃないですよ。

もし仮に、皆さんが、船舶を含めて装備が不足をしている、対応人員が不足をしているなどということがあるとするならば、そういうことも含めて、船舶の問題、装備の問題、あるいは人員の問題、今現在どういうふうな人員を確保して、どういう形でやつていらいっしやるのか、ちよつとお聞かせください。

○国務大臣(西川公也君) 今限られた状況の中でありまして、海上保安庁と連携をして、最大限の私どもは監視体制と警備をやつていっていると、こういうことでありますが、この中国のサンゴ密漁船の状況が常態化するということも想定もしなければならぬと思えます。そういう意味では、監視の船を増やし、あるいは大型化をすると、こういうこともやつていかなきゃならないと思えますし、最新の設備の導入等を進めて取締り体制、更に強化をしていくように努力をしていきたいと思えます。

罰金だけに頼ることなく、装備をしつかり整え

で取締りを強化してまいりたいと考えております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

なぜそんなことを言うかという点、後で担保金の話やいろいろ出ておりますが、あれだけでは無理なんですね、私に言わせると。中国と尖閣の問題で何十年とやってきて、あれは無理だということを知っていますよ。だから、むしろ流通を止める、捕ったサンゴ、あるいは探査に、探索に使われるであろう機材、そういうものは押収できるようになっていますから、そのサンゴならサンゴを、担保金取るのも大事ですけれども、流通させない、つまり取り上げてしまふ、没収してしまふというようなことまでやっていかないと、ずうっと続いていきますよ、枯渇するまで。

なぜかという点、沖縄の宝山曾根、これ昭和三十年代で日本のサンゴ漁が活発になったときに十年ぐらいで枯渇したんですよ。それを反省に、日本政府も、当時はアメリカですから、協議の下で四十年取締りをして、禁止をして、四十年たつてようやく使えるように、生サンゴになったんです。それを今、中国がやっているでしょう。日中漁業協定で、あの曾根には、あれ海没していますから、E・E・Zなんですよ、あの曾根には自由に出入りできるんです。それで十年も掛けて捕り尽くすんですよ。

そういう現状を見ながら、日本には沖縄のあの海域以外に、尖閣の海域以外に、長崎もあるし、鹿児島もあるし、あるいは四国沖もある、東京もある。五都県にまたがる生息があるわけですね、確認されるわけです。だから、僕は、次は恐らく小笠原海域、奄美海域だと思って水産庁に注意しておいたんですよ、気を付けなさいよと。あの奄美が危ないと言ったんですが、鹿児島、九州のすぐ隣でやっている。奄美行くのは訳ないんですよ。

だから、それぐらい緊張感を持って、さつき言ったように装備が少ないうえに予算も要求して、海保も、農林大臣、予算も要求して、縦長にある

我が列島の周辺、なかなかすぐ国境周辺の離島切りはきちつとやっておかぬと、このサンゴどころじゃない、去年から言い続けたマグロ、カツオも含めて海洋資源が枯渇して追い込まれるんですよ。捕り尽くして枯渇しても何とも思わない相手ですから。その辺、ひとつしつかりとやっていただきたいと思っております。

それから、今申し上げたように、沖縄の宝珊サンゴの状況を申し上げましたけれど、本当にたつた十年で全部枯渇しておるんですが、水産庁、その後、あの海域の海洋生物の生態系をちよつと掌握していますか。調査したかどうか、してなければ今後あるのかどうか、お聞かせください。

○政府参考人(本川一善君) 御指摘のように、宝珊サンゴの資源の状況はもとより、サンゴが生息する曾根というのは魚類にとつても重要な生息場所でありまして、これが中国サンゴ漁船の違法操業によつて損なわれると水産資源にも悪影響のおそれがあることは認識しております。

ただ、残念ながら、御指摘あるように、宝珊サンゴが生息する水域というのは二百メートルぐらいの水域でございまして、影響を把握するためには潜水艇などをを用いた大掛かりな調査が必要であります。したがって、今の段階では、私どもとして御指摘のような調査を終えているような状況ではございません。調査の要請がいろいろな方面からあることは承知しておりまして、農林水産省としてどのような対応が可能か、現在まさに検討しているという状況でございます。

○儀間光男君 小笠原沖に出没して、船が来たというんですが、私はあれ、蒙古の襲来のような気がするんですよ、歴史の中にある。神風が吹いて蒙古襲来を打ち破ったんですが、ちょうど二百隻前後になったときに、台風二十号の影響で、海上保安庁も含めて水産庁も、台風が来るから危ないから帰れってやったんですよ。あれで帰る足が速くなったと思うんですね。まさに蒙古襲来の再来で、神風が吹いて、二十号が吹いて押し返したと。これでは自然頼みですね。台風頼みじゃ駄目

なんで、やはり皆さんが施策を持ってこれをしなければいけませんから、その襲来を防ぐ。

また帰ってくると思つた方がいいですよ、繰り返しになるんですが。あるいは、途中で、担保金で三千万などという話があるんですが、一船の船主と二船目の船主が一緒になって出かけてきて、三千万払つていいから、四千万払つていいから、五千万、六千万捕ればいいよということを手を打つてくる可能性だってあるんですよ。

そもそも、小笠原や日本の周辺にサンゴが生息しているという、中国漁船、漁民、どうしてそれを知つたのか。ひよつとすると、夜陰に紛れて調査船、探査船が探査をしていったんではないかと。それぐらい、私どもは、向こうとの付き合い長いですから、疑つて掛かるんですよ。夜陰に紛れて。どうなんでしょうかね、その辺は。そんな抽象の話でそう言うはずはないんですが、それぐらい緊張感を持ってやっておかぬと駄目なんですが、姿勢を聞きたいと思つます。

○政府参考人(本川一善君) 小笠原周辺水域は、昔から台湾の漁船がたまに違法操業しておつた水域でございまして、そういう形で情報で中国大陸の方に伝わつたのではないかとというような推測はされております。真偽は分かりません。

ただ、いずれにしても、御指摘の点を踏まえまして、私どもとしては、油断することなくいろいろなケースを想定して対応してまいりたいと考えております。

て、過剰米の市場隔離を始め、米に対する需給調整を直ちに行うことと、今年度の米の直接支払交付金の半減措置を撤回をして、農家の経営安定対策を取ることを求めました。

これに対する農水省の対応は、需給調整はできない、ナラシ対策で対応するの一点張りだったわけですよ。で、十一月十四日になつて、農水省はやつと平成二十六年産米等への対応についてというところで発表して、緊急対策として、当面の資金繰り策とナラシ対策の運用改善などの対策を打ち出しました。

そこで、お聞きしますけれども、当面の資金繰り対策として、農林漁業セーフティネット資金の円滑化や実質無利子化を打ち出しているわけですが、これも、これは、対象となる稲作農家は認定農家、主業農家、集落営農だけで、それ以外の農家は対象になりません。また、無利子といっても一年目だけで、十年貸付けということになると、これは〇・四五%の利子で九年間は利子が付くわけですね。要は借金だから。既存資金の償還猶予もお願いベースでやりますから、これ、金融機関と稲作農家の相談次第と。相談の結果できないということもあるわけですね。

結局、米価暴落で年越しもできない農家に対して、これは新たに借金をしてしのげないというもので、何の対策にもなっていないんじゃないかと思つますけど、いかがですか。

○政府参考人(奥原正明君) 当面の資金繰り対策でございましてけれども、ナラシ対策はこの二十六年産について措置をされているわけでございます。標準的な収入から下がった場合に、下がった分の九割を補填するということになりましたけれども、これにつきましては、三月までの価格を見るということになっております。実際上の三月の米価が分かれますのは四月の下旬ということになりますので、このナラシの交付金が出るのは大体五月から六月にかけてということになります。それまでの間をどうやって資金的につなぐかというのが今回の資金繰り対策でございます。

御指摘がございましたように、日本政策金融公庫ですが、ここの農林漁業セーフティネット資金、これを借りやすいように措置をいたしまして、かつ一年間については無利子にするという措置まで講じているわけでございます。

ナラシが出るまでのつなぎということで使っていただけば、その間は無利子ということになりますので、事実上はこのナラシ対策の交付金が早めの手当てできるのと同じことになるという対策として仕組んだものでございます。

○紙智子君 ナラシ対策の運用改善というのは当然のことだと思いますけれども、来年の五月以降の話ですね、今の話でも。

そもそもナラシ対策というのは収入変動をならすだけですから、だからナラシなんですけど、望ましい生産者の手取り米価水準の実現を何ら保証するものではありません。結局借金でつなげということじゃないかと思うんです。

問題は、この対策の中で、農協系統などに早期の追加支払の要請と周年安定供給のための売り急ぎ防止対策を求めていることです。早期の追加払いをするためには、早期に売りさばかなきゃいけないわけですね。で、それをやると、売り出す量が多くなれば市況が悪化するわけですから、それを防ぐために今度は売り急ぎ防止対策を取れと。これ全く相反することを要請しているわけですよ。こんな矛盾した要請はないと思うんです。

本来国が責任を持つべき需給調整を放棄しておいてこんな矛盾した要請をするというのは、極めて問題じゃないかと思えますけど、いかがですか。アケセルとブレーキですよ。

○政府参考人(松島浩道君) まず早期追加支払についてお答え申し上げます。

先週十四日に公表させていただきました農水省の対応の中で、全農、経済連等に対しまして、二十六年産米の概算金への追加払いにつきまして、可能な限り早期に支払われるようお願いするという要請を行いました。

この提案につきましては、通常、二十六年産米につきましては、九月から売却が始まるわけでございますけれども、一年間を通して販売が行われるということでございまして、その追加支払につきましては、十、十一、十二という販売が行われる中で、年間を通じてどの程度の価格水準で販売が可能かという見通しが立つという前提で、これまでの過去の経験を見ますと、JAによって異なりますけれども、年末なり年明け早々に追加支払が行われているという実態がございまして。したがって、そういった中においても、過去の経験も念頭に置いて、そういった中にある早期に支払われるようお願いしたという経緯があるということでございます。

また、売り急ぎ防止対策について矛盾しているのではないかと御指摘がございました。これは、売り急ぎ防止対策につきましては、これは政府ではなくて米穀機構において検討されている仕組みでございますけれども、米穀機構が自らの資金を活用いたしまして、二十六年産米を早く売り切ろうとして収穫後の早い時期に集中的に売られる、こういったことを防ぐために、長期間掛けて計画的に販売される米に対しまして追加的に必要とされる保管料について支援をするというものであるというふうに聞いております。

こういった対策によりまして、米が安定的に販売され、生産者から受託を受けた集荷業者が長期間掛けて米を販売しても追加的費用が掛からないということであれば、米が年間を通じて安定的に販売されますので、需給状況に応じた米の価格形成に資するものというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 この売り急ぎ防止対策、これは農協系統が長期計画的に販売する米をそれぞれの農協が保管した場合は、その保管料を米穀安定供給確保支援機構が支援するということですね。その保管規模も保管年数も決まっていなくていいわけですね。そして、その期間に保管して、結果的に販売ができなかった場合のリスクをどうするのかという

と、それぞれの農協が持つというもので、これほどいいかげんな対策をもう聞いたことがない。発表するのであれば、きちんと保管規模や保管年数、さらにリスク対策も、明確なものを発表すべきだと思いませんか。

こんないいかげんなもので、政府は米価の対策をしたというふうに言えるんじゃないですか。

○政府参考人(松島浩道君) 米穀機構及び米の生産者団体におきましては、本年産は、概算金の大幅な低下ということから明らかなように、需給の緩和見通しの中で、米の売り急ぎをしたことがこの米の価格の低下につながっているという共通の問題意識を持つておりまして、こういった事態を改善するために二十六年産米の周年的な安定的な販売ということが大事であるという認識に立ちまして、今回農水省が発表する際に合わせて、民間の取組としてこういったことを公表したいということ、私どもの発表ペーパーの中に盛り込んだという経緯があるところでございます。

委員からお話ございましたように、まだ具体的な内容、実施時期については、現在、米穀機構において生産者団体を交えて検討しているところでございますけれども、できるだけ早く検討が進むように当方からも要請していきたいというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 とにかくすぐもういいかげんな対策ですよ。これはもう急いで出したという感じですよ。

結局、これまで一万五千元支払われていた直接支払交付金ですね、これを半分の七千五百円にして、米価暴落は国として何の需給調整もしない。年越しは新たな借金でしのげと。農協には、早期の追加支払のための販売促進と、売り急ぐなというこの長期保管を依頼する矛盾した要請をする、とても対策とは言えない代物だと思いませんか。

しかも、十二月十五日までに直接支払交付金を支払うようにしているというんですけども、これまでも直接支払交付金は大体九五%は年内に支

払ってきたわけですよ。何か今新たにというんじやなくて、今までもそうだったわけですよ。それをあえてこう言うというのは、これ、選挙目当てとされているものではないかと思いませんか。

問題は、どの国もやられている農産物の価格支持と所得補償を政府が放棄していることだと思います。アメリカなんかでは、米や麦などの主要作物の生産費を確保する価格保証、所得補償があるわけですね。価格暴落のときには三段階で補償するようになっていて。一つは、生産が続けられる最低水準の融資価格までの支払。二つ目は、面積当たりの一定額の固定支払。三つ目は、それでも生産費の水準の目標価格に達しないときはその差額の不足払いと。

アメリカでもやられているような、生産コストを賄う米政策、何でこれ日本できないんですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(西川公也君) 日本の農業政策の中でも、価格政策がずっと主流でやってきたわけですね。しかし、そういう中で、WTOの問題等もあって、これはなかなか理解が得られないということ、所得補償に切り替えた。こういうことで所得補償政策で今やっているわけですが、需給のバランスが取れなければ、なかなか価格が期待以上に下がってしまうと、こういう大きな問題等があるわけでありまして。

そういう中でありまして、所得補償の考え方の中で、今度は経済対策の中で何ができるかと。やっぱり一番は、先ほども申し上げましたけれども、需要と供給のバランスが崩れていると。ここに、やっぱり価格形成が非常に農家が困る状態だと。こういうことになってきているわけでありまして、私どもは、所得補償の中でも、よく需要と供給のバランスが取れるように指導を強めていきたいと、こう考えております。

○紙智子君 いろいろ今おっしゃったんですけど、やっぱり最大の問題は、政府が米の需給調整さえ拒否して市場に任せようとしているということだと。それこそ、アベノミクス農政というふう

を經過した日から施行することとしております。
以上が本案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田俊男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、徳永君から発言を求められておりますので、これを許します。徳永エリ君。

○徳永エリ君 私は、ただいま可決されました外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党、維新の党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の領海や排他的経済水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。

二 漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実に努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。

三 近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗の激化が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田俊男君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(山田俊男君) 全会一致と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。西川農林水産大臣。

○国務大臣(西川公也君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重し、関係府省との連携を図りつつ、最善の努力を尽くしてまいりる所存でございます。

○委員長(山田俊男君) ありがとうございます。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十六分散会

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

外国人漁業の規制に関する法律の一部改正
第一条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(立入検査)
第六条の二 漁業監督官又は漁業監督吏員は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

2 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)
第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号の二を第二号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第九条の二 前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十条中「前条第一項を」第八條の二、第九條又は前條に、「同項を」各本條に改める。

(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正)
第二条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「かわらず、」の下に「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。)

その他」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「排他的経済水域」を「前項に定めるもののほか、排他的経済水域」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用について

ては、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(立入検査)

第十五条の二 漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができ。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の前の見出しを削り、第十七条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第十七条の二 第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。次条第二号において同じ。)の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

第十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。若しくは第二項、第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。))」を「第四条第二項」に、「次条」を「第十九条」に改め、同条第二号中「次条」を「第十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第十五条の二第一項の規定による漁業監督官の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十条中「前二条」を「第十七条の二、第十八条又は前条」に改める。

第二十二条中「第十八条、第十九条」を「第十八

七条の二から第十九条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十六年十一月二十八日印刷

平成二十六年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F